

No. 3 2 0

# 全 仏

7/61



## 都道府県仏教会代表者会議開く

写真は、去る六月十日に東京グランドホテルで開催された都道府県仏教会代表者会議の様である。重要事項について熱心な協議が続いた。(関係記事2面)

全日本仏教会

# 全仏理事会を開催

## 事業報告、決算など承認



報告する加藤実行委員長

全日本仏教会の理事会は、去る五月二十日午後一時から、京都グランド・ホテルで開催された。

若槻理事長の導師で三掃依文を唱和、野口事務総長並びに若槻理事長挨拶につづいて、議長に若槻理事長、議事録署名委員に吉田俊普、小田原利仁の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「昭和六十年年度事業報告の承認を求める件」

野口事務総長より上程。川島総務部長

が説明の後、原案通り承認。

議案第二号「昭和六十年年度歳入歳出決算の承認を求める件」

野口事務総長より上程。石川財務部長の説明の後、白川監事が監査報告を行い、

原案通り承認。

議案第三号「各委員会委員の改選について承認を求める件」

野口事務総長より上程。川島総務部長が説明の後、原案通り承認。

### 報告事項

①「事務総局各部報告」

②「ルンビニー復興日本仏教徒委員会報告」

担当各部長及び、②については加藤同委員会実行委員長より報告が行われた。

岩崎宗秀東京都仏教連合会理事長（全仏常務理事）を座長に選出、協議に入った。

### 協議事項

① 税務対策について

石川財務部長から本会の税務対策について説明があり、その一環として今年も好評の「税制セミナー」を各地で開催していく旨、報告された。

# 都道府県仏代表者会議

## 30名出席、活発な意見発表

去る六月十日午後二時より、東京グランドホテルを会場に都道府県仏教会代表者会議が開催された。当日は、遠近にかかわらず二十二都道府県仏教会から三十名の出席があり、昨年にもまして盛会であった。

齋藤社会部長の司会により、議は進められ、最初に野口善雄事務総長導師のもと三掃依文を唱和した。次に同じく野口事務総長挨拶の後、



講演する長谷川顧問弁護士（手前）

続いて、長谷川正浩全仏顧問弁護士に

より税務問題の現状とその問題点につき講演があったが、そのなかで近時混乱が起きている「席貸業」の問題について説明がなされた。（「全仏」誌六月号法律相談室参照）



懇親会でスピーチする貝山宣泰師

② 第十四回参議院議員通常選挙・第三十八回衆議院議員総選挙について

川島総務部長、齋藤社会部長より、このたびの同日選挙における本会の対応について説明があった。

出席者の協議により、今秋には税制の抜本的な改正が予想されていることから、仏教会の声を政治に反映すべく今度の選挙には重大な関心をあらわさざるを得ないことが確かめられた。



# 信教の自由に関する委員会

## 委員長に朝枝師選出

第一回信教の自由に関する委員会が、六月十六日午後一時より明照会館において開催された。

この委員会は、昨年十月十四日の常務理事会でその設置が決定したものであり、信教の自由に関する問題、特に靖国神社問題について研鑽を進めるとともに、全日本仏教会がいかに対応するか協議するものである。

会議は、第一回ということで、先ず各委員、事務総局職員の自己紹介が行われ、次いで、稲垣俊一師を仮座長に選出、議事に入った。

(1) 信教の自由に関する委員会運営規程について

② 部落解放基本法制定を求める署名について  
大山同和推進部長より、部落解放基本法制定への署名運動について、今後とも強力に展開してほしい旨の要請が行われた。

⑤ その他  
各部より、その他の事項につき報告が行われ、各出席者より全般にわたって活発に意見が発表されたが、特に全仏大会の開催について強い要望があった。最後に、野口事務総長より閉会の辞があり、全ての協議が終了した。

斎藤社会部長説明の後、原案の一部を修正し、承認された。

(2) 委員長、副委員長の選出について  
満場一致で左記の通り決定した。

委員長 朝枝実彬(浄土真宗本願寺派)

副委員長 細川景一(臨済宗妙心寺派)

(3) 今後の活動方針について  
朝枝委員長座長のもと、各委員より教団の靖国神社問題に関する現状について話し合われ、本委員会の当面の課題として全仏の今までの経過をふまえ、靖国神社公式参拝に対する反対声明を検討していくことになった。

委員長、副委員長以外の委員は左の方々である。

伊東盛熙(曹洞宗)、稲垣俊一(真宗大谷派)、大島俊雄(浄土宗)、米田淳雄(日蓮宗)、北川智城(高野山真言宗)、水尾

## 宗教法人セミナー

### 博多で、90余名参加

去る六月二十日、博多東急ホテルにおいて、福岡県仏教連合会主催による宗教法人セミナーが開催された。当地でのセミナーは昨年六月につづいて二回目の開催で、当日は九十名を越える参加者で熱気に溢れていた。内容としてはパネルディスカッション

方式で、パネラーとして藤津閣蔵師(福岡県仏副会長)・長谷川正浩師(全仏顧問弁護士)・中村義英師(全仏財務委員)・高木正博氏(山一證券)が、コーディネーターとして石川浩徳(全仏財務部長)がそれぞれ担当し、地元の事情に即した疑問点を主体に進められた。

又、続く六月二十八日、倉吉市大蓮寺(住職 福嶋照純師)を会場として行われた浄土宗鳥取教区普通講習会においての税務に関する講習会でも、全仏より長谷川全仏顧問弁護士を講師として派遣した。

## 第二回税務委員会

去る六月二十七日、増上寺に於いて第二回税務委員会が開催された。

かねてより問題になり、「全仏」誌六月号の法律相談でも紹介した、「席貸し問題」について、全仏としてどのように対処すべきかについて話し合いが持たれた。今回の委員会では、東京近辺で葬儀に対して席貸しをしている寺院も出席し、貴重な意見が述べられた。

これについては、国税庁との折衝の結果なども含めて、今後の「全仏」誌にて報告する予定である。

# 暑中御見舞い申し上げます

## 曹洞宗宗務庁

管 長 丹 羽 廉 芳	宗務 總長 桑 原 眉 尊	参 議 田 辺 哲 崖	参 議 岡 田 巳 成	教 学 部 長 橋 山 大 典	財 政 部 長 朝 日 泰 峯	總 務 部 長 小 田 原 利 仁	人 事 部 長 伊 東 盛 熙	伝 道 部 長 村 井 禪 祐	出 版 部 長 服 部 栄 隆	教 化 部 長 多 羅 尾 道 春
-------------	---------------	-------------	-------------	-----------------	-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------------

〒105 東京都港区芝二丁目一五〇番一  
〇三(四五四)五四一

## 浄土真宗本願寺派

門 主 大 谷 光 真	總 務 長 藤 岡 義 昭	總 務 朝 枝 実 彬	同 松 村 了 昌	同 酒 生 文 彦	同 北 条 成 之	同 青 地 敬 水
-------------	---------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------

〒600 京都市下京区堀川通花屋町下ル  
本願寺門前町  
〇七五(三七)五一八一

## 聖観音宗

金 龍 山 浅 草 寺	代 表 役 員 大 森 亮 雅	念 法 真 教 団 總 本 山 金 剛 寺	燈 主 小 倉 靈 現
-------------	-----------------	--------------------------	-------------

〒538 大阪市鶴見区緑三丁目三二  
〇六(九二)二二〇一

## 浄土宗 西山深草派宗務所

總 本 山 櫻 間 觀 刹 誓 願 寺 法 王	宗 務 所 職 員 一 同	宗 務 所 職 員 一 同	宗 務 所 職 員 一 同	宗 務 總 長 山 本 勝 隆	宗 務 總 長 廣 沢 純 孝	管 長 関 尚 道	新 義 真 言 宗
----------------------------	---------------	---------------	---------------	-----------------	-----------------	-----------	-----------

〒604 京都市中京区新京極桜之町  
四五三  
〇七五(二二)〇九五八

〒113 東京都文京区湯島四丁目一六番一  
湯島ハイタウンB―1121  
〇三(八一四)三四六四

# 暑中御見舞い申し上げます

## 真宗大谷派

宗務総長 古賀 制二  
 参務 藤原 俊  
 同 熊谷 宗恵  
 同 恵美 龍川  
 同 山崎 順正  
 同 不破 仁

〒600 京都市下京区烏丸通り七条上ル  
 常葉町七五四  
 〇七五(三七)九一八一

## 浄土宗宗務庁

浄土門主 藤井 實應  
 宗務総長 武田 喬彦  
 総務局長 小口 輝雄  
 教学局長 大田 秀三  
 財務局長 川井 匡俊  
 社会局長 同和推進 牧 達雄  
 同和推進 事務局長 宮 入俊光  
 東京事務所 長 国友 俊雄  
 総務公室長 同和推進 事務局参与 蓮池 瑞旭

〒605 京都市東山区林下町四〇〇  
 〇七五(五二五)二二〇〇  
 東京事務所  
 東京都港区芝公園四一七一四  
 〒105 〇三(四三六)三三五一

## 本門佛立宗 本山宥清寺

講 有 西村 日地  
 宗務総長 長谷川 日序

〒602 京都市上京区御前通一条上ル  
 東堅町一一〇  
 〇七五(四六一)一一六六

## 臨濟宗東福寺派

宗務総長 岡平 篤道

〒605 京都市東山区本町一五  
 東福寺派宗務本院  
 〇七五(五三一)五二〇七  
 愛媛県今治市四村一六三  
 佛城寺  
 〒794 〇八九八(二三)七七二二

## 真言宗善通寺派宗務庁 総本山善通寺

管長 主蓮 生善隆  
 宗務総長 阿部 本宣  
 執行長 務山 地善真

香川県善通寺市善通寺町  
 三一三一  
 〒765 〇八七七(六二〇)一一一

## 真言宗中山寺派

大本山 中山寺

宝塚市中山寺二一一一  
 〒665 〇七九七(八六)六五一七

# 暑中御見舞い申し上げます

## 日蓮宗宗務院

管 長金子日威  
 宗務総長 長瀬貫公  
 宗務副総長 加藤海晃  
 総合企画部長 富田義董  
 庶務部長 神部鍊紳  
 財務部長 浅井玄裕  
 教務部長 米田淳雄  
 護道部長 山本龍雄  
 現代宗教研究所長 長谷川正徳  
 日蓮宗新聞社社長 豊田英世

東京都大田区池上二二三二一五  
 〒146 〇三(七五二)七二八一

## 総本山金剛峯寺 高野山真言宗宗務所

座主 阿部野竜正  
 執行総長 近藤説巖  
 執行総長 寿山良知  
 総務部長 佐伯仁経  
 執学部長 民岡哲雄  
 財務部長 山口耕栄  
 執法部長 山口耕栄  
 執山林部長 豊田高韶  
 同和局長 近藤覚玄  
 御遠忌紀要編纂局長 北川智城  
 和歌山県伊都郡高野町高野山  
 〒648-02 〇七三六五(六)二〇二二  
 高野山東京別院  
 主 菅橋爪良恒  
 東京都港区高輪三二一五一八  
 〒108 〇三(四四一)三三三三八

## 財団法人 埼玉県佛教会

会長 山本道隆  
 副会長 江連俊則  
 同 河野亮永  
 専務理事 酒井文雄  
 浦和市高砂四一三二一八  
 〒336 〇四八八(六一)二二二三八  
 埼玉佛会館

## 愛知県仏教会

会長 宇佐美諦練  
 副会長 瀬辺淳信  
 同 江川辰三  
 同 亀山黙道

名古屋市東区東桜  
 二一六一五一梅屋寺内  
 〒461 〇五二(九三二)八一二四

## 兵庫県仏教会

会長 小西日静

神戸市兵庫区松本通三二一四〇  
 〒652 〇七八(五二二)一六六八  
 法華寺内

## 京都佛教会

会長 東伏見慈洽

京都市上京区丸太町通千本東入  
 プラザビル二階  
 〒602 〇七五(八〇一)二五三七

# 暑中御見舞い申し上げます

臨濟宗妙心寺派  
宗務本所

管 長 倉 内 松 堂

宗務総長 竹 中 玄 鼎

総務部長 横 山 尚 空

教学部長 中 島 義 観

財務部長 瑞 岩 宗 園

花園會 馬 場 義 光

法務部長 古 田 宗 忠

〒616 京都市右京区花園妙心寺町  
〇七五(四六三)三二二一

天台宗務庁

宗務総長 杜 多 信 雄

参 務 部 長 松 永 広 純

参 務 部 長 藤 目 真 良

参 務 部 長 水 尾 真 寂

参 務 部 長 北 角 円 澄

総務室長 市 原 孝 寿

〒520-01 大津市坂本本町一七七一一  
〇七七五(七九)〇〇二二

社団法人

全日本仏教婦人連盟

理事長 山 本 杉

事務局 一 同

〒170 東京都豊島区北大塚二一一一  
大塚プラザビル七F  
〇三(九一〇)一二八九

財団法人

国際仏教興隆協会

名譽総裁 阿 部 野 竜 正

理事長 巖 谷 勝 業

印度山 葉 上 照 澄

役員 一 同

〒153 東京都目黒区中目黒五二二四一  
五三三 祐天寺内  
〇三(七一)七六〇八

財団法人

日本佛教鑽仰会

理事長 中 山 静 麿

〒107 東京都港区赤坂二一八一五  
四〇三  
〇三(五八四)九三二〇

真 理 舎

主 管 友 松 諦 道

〒101 東京都千代田区外神田三一四一  
一〇 神田寺内  
八六八三  
八八四二

# 暑中御見舞い申し上げます

真言宗智山派宗務所  
総本山智積院法務所

管 主 小 峰 順 誉

宗務 寺務 総長 高 野 一 能

執 務 部 長 石 川 良 泰

執 教 学 部 長 小 峰 一 允

執 教 化 部 長 上 野 照 法

執 法 務 部 長 大 森 龍 澄

執 財 務 部 長 岡 本 實 良

出 張 所 長 花 木 義 光  
別 院 執 事

京都市東山区東山七条下ル

東瓦町九六四

〒605 〇七五(五四)五三六一・二  
七八九七

真言宗豊山派宗務所

管 長 勝 又 俊 教

宗務 総長 吉 田 俊 誉

總務 部 長 川 田 聖 定

教化 部 長 高 梨 宥 興

教務 部 長 栗 山 明 憲

財務 部 長 杉 本 亮 一

宗務 總合庁舎建設委員会  
事務局 長 服 部 賢 昌

事務局 次 長 鈴 木 道 雄

東京都文京区大塚五十四〇一八

〒112 〇三(九四五)〇六三九

曹洞宗大本山總持寺

貫 首 梅 田 信 隆

横浜市鶴見区鶴見二一〇一一  
〒230 〇四五(五八一)六〇二二

浄土宗総本山  
知 恩 院

門 主 藤 井 實 應

執 事 長 寺 本 哲 榮

京都市東山区林下町四〇〇

〒605 〇七五(五三二)二二一一

大本山 護 國 寺

貫 首 小 林 良 弘

東京都文京区大塚五十四〇一一  
〒112 〇三(九四二)〇七六四  
〇七六五

大本山成田山新勝寺

貫 首 松 田 照 應

千葉県成田市成田一

〒286 〇四七六(二二)二二一一

# 暑中御見舞い申し上げます

真言宗豊山派  
総本山長谷寺

化主 勝又俊教

事務長 門屋大寿

法務執事 寺沢栄章

教務執事 佐藤智仙

総務執事 梅沢栄好

財務執事 蓮俊孝

東京出張所 長吉野孟彦

奈良県桜井市初瀬七三一一  
〒633-01 〇七四四(七七〇〇)一

真言宗智山派  
大本山川崎大師平間寺

貫首 高橋隆天

院代 茂木隆応

総務 馬本克美

執事 綱原隆愿

執事 野澤隆幸

常務 小林俊一

川崎市川崎区大師町四十四八  
〒210 〇四四(二六六)三四二〇

日光山輪王寺

門跡 柴田昌源

執事長 石塚慈侑

栃木県日光市内二二〇〇  
〒321-14 〇二八八(五四)〇五三二

大本山高尾山薬王院

貫首 山本秀順

東京都八王子市高尾町二二七七  
〒193 〇四二六(六一)一一一五

財団法人  
世界平和同願会

理事長 山崎良順

長野県諏訪市霧ヶ峰強清  
〒392 〇二六六(五三)四四五五

## 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 **浜田商店**

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)  
電話 代表(841) 4965

# 暑中御見舞い申し上げます

東京都足立区西新井  
〒123 〇三(八九〇)二三四五  
一一一五一一

西新井大師  
總持寺

總本山 仁和寺  
真言宗御室派宗務所

管門 長 跡 小林 隆 仁

執行 長 吉 田 裕 信  
宗務 總 長

執行 長 鈴 木 快 幢  
總務 部 長

執行 長 森 尾 教 禪  
教 学 部 長

執行 長 藤 橋 泰 信  
財 務 部 長

華 務 長 手 嶋 千 俊

京都市右京区御室大内三三三  
〒616 〇七五(四六一)一一五五

大雄山最乗寺

山 主 余 語 翠 巖

紀 綱 阿 部 顕 瑞

副 寺 豊 島 健 生

知 客 岩 田 俊 邦

神奈川県南足柄市大雄町二五七  
〒250-01 〇四六五(七四三)二二二

浄土宗大本山光明寺

法 主 藤 吉 慈 海

執 事 長 北 邨 謙 順

奉 贊 會 長 塚 田 弘 導

鎌倉市材木座六一七一一九  
〒248 〇四六七(二二二)〇六〇三

大本山 池上本門寺

眞 首 金 子 日 威

東京都大田区池上一一一一  
〒146 〇三(七五二)二三三三

# 同宗連現地学習会

## Bコース 27教団、60名が参加



こちらの墓地にも直接的な差別表記としての「草門(尼)」、「草門(尼)」がみられ、また、本来は差別的意味を持たないがその地域の一一般檀信徒と比較した場合、明らかに差別事象と判断される「禪定門」も少なからず確認された。

全員で墓前に香華を供え宿泊先の伊香保温泉に移動した。宿舎では懇談会がもたれ、部落解放同盟群馬県連合会より県下の差別戒(法)名についての調査報告が行われ、参加者より活発な質疑応答があった。

翌日、「基本法」についてのスライドを上映。続いて、大西正義部落解放同盟中央本部副委員長の講演があり、その後現地解散となった。

宗教と部落問題に関わる差別事象のうち「差別戒(法)名」をめぐる問題は、われわれ宗教者にとって緊要な課題である。いくつかの教団では実態把握のための調査が既に行われ、差別戒(法)名の改正作業も進められているようであるが、今後はその取り組みが全体のものとなっていくことが必要であろう。

〔写真は墓地を視察する参加者〕

去る五月三十、三十一日の両日、同和問題にとりくむ宗教団連帯会議(同宗連)の主催による第一回教団行政責任者被差別部落現地学習会Bコースが、群馬県高崎市、藤岡市、榛名町内において開催された。Aコースは、既に四月二十五、二十六日に大阪府において開催されている。(本誌六月号中に記事掲載)

当日は、二十七の同宗連加盟教団より行政責任者約六十名の参加があり、本会からは、野口事務総長、神代同和推進部次長が参加した。

開会式・オリエンテーションの後、一行は、藤岡市、榛名町の墓地を視察。ど

## 日本棋院坂田理事 長との記念対局

早川師持碁に



六月九日午後二時より、渋谷の羽沢カールデーンを会場として、去る二月に行われた全仏囲碁大会にてA級優

勝された早川英章師が、坂田栄男日本棋院理事長に胸をかりる記念対局が開催された。

対局は、四子で打たれることになり、増淵辰子六段、来馬委員長、白川、瀧川田沢の各委員、それに全仏事務局員が熱い視線を注ぐなか、開始された。

三時間に及ぶ熱戦のすえ、作って持碁となった。対戦終了後両対局者の健闘をたたえ、懇親の宴が行われた。

〔写真は記念対局〕

## 全仏囲碁大会 京都開催さまる

来る十月六日(月)午前十時より、京都積鼓郎(きこくてい)を会場として別掲(十四頁)の要領にて、第四回全日本

仏教会囲碁大会が開催されることになった。これまでの全仏囲碁大会は、三回とも東京の日本棋院を会場として開催されたが、関西でも開催して欲しいとの強い要望があり、今回の京都開催となった。

此度の大会は真宗大谷派御当局が、天下の名勝、積鼓郎を開放して下さることになって実現の運びとなったもので、多くの方々への参加が望まれている。

積鼓郎(渉成園)は、東本願寺の別邸で、周囲に、積鼓(からたち)が植えられていたのでこのようによびならされている。騒音の近代都市のなかにあつて、古寂の趣をたたえた名勝である。

## 長崎市仏教会を訪問

去る六月二十一日、かねてより県仏教会結成の動きのある長崎県に、全仏の石川財務部長、瀬戸財務部次長が出向いた。訪問先は、長崎市仏教連合会会長本原邦堂師(浄土宗・大音寺住職)宅である。

本原仏教連合会会長、森良昭仏教連合会計、跡部和子(大音精者)編集長の三氏と歓談。長崎県の仏教界の状況について話を聞いた。

長崎は、いうまでもなく被爆地のひとつで、世界平和を願う気持ちは一層強い。この人類の誤ちを二度とくりかえさないために、県下の仏教界の働きは重大であり、より強い結束が望まれている。

県の仏教会結成にあたっては、本原師自ら調整にあたらられ、この夏の原爆記念日までになんとか結成にこぎつきたいと話である。

曹洞宗における人権問題・部落問題の課題は、部落解放同盟の糾弾会で指摘を受け、また、教団の自主的な点検によって確認された、数々の差別事象の早期解消のための取り組みにあります。これらの差別事象は、(一)差別戒名に関する諸差別事象、(二)差別図書の問題、(三)教学(業論・因果論を含む)および教団の体質に関わる問題、(四)身元調査差別事件、の四課題に集約され、昨年より「部落解放基本法」制定要求運動も重要課題として取り組んでいます。

今回は、これらの課題のうち、「身元調査」に関わる問題について、若十の報告をしたいと思います。

曹洞宗の身元調査差別事件は、既に、部落解放同盟との第一回確認糾弾会において明らかにされたように、檀信徒の依頼を受けた兵庫県内の住職による身元調査の要請に、鹿児島県内・大阪府下の住職が応じた「曹洞宗結婚差別調査事件」(一九七五年兵庫県連確認会)がありました。以来、教団では、「いのち」・人権を守るため、機会ある毎に、①身元調査のお断り、②過去帳の閲覧禁止、などを呼びかけてきました。一昨年の秋、広島県内の寺院住職が、檀徒の求めに応じ、縁談に用いられることを承知しながら、過去帳を利用して「家系図」を作成し、手渡すという差別事件が起りました。家

系図の内容は、八代に遡る家系と、現在、被差別部落の近隣に住居する檀徒の元もとの出自を書き入れ、寺院名を添えたもので、被差別部落の人々が、古くから他宗派に属している状況からして、明らかに被差別部落の出身でないことを示す証明書であり差別文書であります。曹洞宗は、この事件に関して、部落解放同盟広島県連合会と、これまで三回にわたる交渉をもち、その中で、本来、僧侶として取るまじき行

ます。今日、差別問題は、宗教界はもちろん、あらゆる分野で大きな社会問題となつています。ことに仏教界にあっては、差別戒名等の問題が、重大な問題であることは、既に周知のことです。その差別戒名の根底には、「過去帳」が存在し、その「過去帳」はまた、その他の差別問題にも深く関係しています。たとえば、結婚や就職に際しての身元調査などと称し、基本的

## 同和推進のために

### 「身元調査」差別の解消に向けて

伊藤俊彦 (曹洞宗人権擁護推進本部事務局長)

為をしたことについての総括として、「道元禪師の人間観と部落解放」について、教団としての回答を求められています。また、曹洞宗としても、これまでの啓蒙啓発の不徹底さを反省し、新たな取り組みを進めるべく検討を重ねております。

右のような身元調査の問題は、単に曹洞宗だけの問題にとどまらず、広く仏教界全体の問題であることから、次に、基本的見解を述べてみたいと思

権を浸す、出身地や先祖、寺檀関係等の調査や調査依頼が、悪質かつ巧妙な手段で行われています。それは、「過去帳」の閲覧であったり、電話による巧みな質問であったり、家系や先祖探しであったり、親族の墓石の下調べのため、などという名目での依頼や調査であります。

このような依頼や調査は、戸籍の閲覧が制限されて以来、寺院に向けられています。従って、その応対によつて

は、住職あるいは寺族が、直接・間接に基本的人権の侵害を手助けし、結果によつては、人命を奪うことにもなりかねません。そのような依頼者や調査者には、依頼目的・調査目的を厳重に確認の上、それが他人の人権やプライバシー、秘密事項に関わる依頼や調査ならば、たとえ檀徒や知人の依頼であっても、断固、拒否すべきであります。

また、他人の人権を傷つけるような事例が、「過去帳」の記載事項から生じている以上、これを記録し管理する住職には、当然、他人のプライバシーや秘密事項に接する立場にあるため、行政や医師、保護司などと同様に、他人のそれを、部外者に絶対に漏らしてはならない守秘義務が生じてきます。檀信徒の法・戒名等が記載されている「過去帳」の使用目的は、年回法要等、菩提を弔う場合等に限られるべきものであり、したがって、「過去帳」を利用して「家系図」を作成するなどの行為は、厳に行われるべきものではありません。

さらに、プライバシーや秘密事項に関する記載が全くないものであっても、当該寺院住職以外は、閲覧を一切禁止するのが、住職としての当然の義務であります。よつて、差別解消のための学術研究等のため、特別に考慮される場合以外は、閲覧禁止にすべきであります。

# 法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

【質問】この間拙寺にも税務署の調査がありました。きちんとしていたつもりです。あまり問題はありませんが、庫裡に住んでいるのだからその家賃分は給料に上乗せして源泉するようにといわれました。そして過去三年にわたって、その分の源泉税を納めたのですが、内心釈然としません。御教示下さい。(東京Y寺住職)

【回答】もともと寺院の庫裡は檀信徒も宗教活動のために利用し、住職はそこで寝食しながら法務事務にたずさわってききました。住職には勤務時間というものがあるわけでもなく、必要があ

れば深夜早朝を問わず布教活動に専念しなければなりません。そしてその布教の場は庫裡を含む境内地や境内建物为主となるでしょう。大勢の檀信徒が来れば、襖や障子はずして、庫裡も大広間に早がわりです。ですから庫裡における住職のプライベートというものもありません。即ち庫裡は住職が私的に利用する余地はなく、もっぱら本来の用に供されるべきものです。即ち、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために供されるべきものです。

庫裡の使用状況は右のようなもので

## 庫裡住居と源泉税

すから、たとえ、住職がここで寝食をともにするとしても住職の経済的な利益は認定できないのです。

これに関してはつぎの通達が参考になるでしょう。固定資産税に関する昭和二十九年五月十三日に自治庁次長が都道府県知事に宛てたものです。即ち、

宗教法人の所有する庫裡、社務所等はもっぱら宗教の用に供するものと認められるので、他人の止宿の用に供している等その使用の内容が明らかに宗教の用以外の用に供しているものと認められるものを除いては

課税しないこと。

他人の止宿の用に供する場合は、宗教行為の執行者以外の全く無関係な者を下宿させたような場合をいい、住職や寺僧とその家族が居住する場合には固定資産税は課せられないということです。住職や寺僧やその家族が居住するのは私的に居住しているのではなく、宗教活動の為に居住しているのであるから、庫裡は宗教法人がもっぱらその本来の用に供しているというわけです(地方税法三四八条二項三号)。庫裡がもっぱら宗教法人の本来の用に供されているということは、反対にい

ば住職や寺僧やその家族の私的利益の為に利用されているものではないということとです。ですからそれは住職や寺僧やその家族の経済的利益を認定することはできないということになります。従って家賃分を給料に上乗せするということは不合理なことになります。

ところで庫裡のなかに住職夫妻の居室があり、子供部屋があり、居間があって、寺院に行事があるときでも檀信徒に開放することが不可能なつくりになっており、法務事務も全くそこで行わないというものですと若干問題が

残ります。宗教法人がもっぱら本来の用に供する建物とはいえないという疑問が生じるからです。その場合でも住職は二十四時間勤務体制にあることだけは確かでありますが、住職としての仕事や宗教活動とは無縁の、私宅に等しいような場合には住職ら個人に経済的利益ありと認定されても仕方のない場合もあるでしょう。

貴寺の庫裡のつくりや利用状況がわかりませんので、いちがいにいえませんが、右のことを念頭において判断して下さい。住職の法務・寺務の場としても全く利用せず、檀信徒が利用することも全く不可能なつくりのような場合でなければ、税務署の指導は問題がありますので、これからは家賃分を上乗せするようなことは止めて下さい。家賃分が経済的な利益と認められるようなら、この部分には固定資産税も払わなといけなくなります。要は庫裡も檀信徒に開放したり宗教活動に使用しておれば、税務署の指導を受け入れる必要はありません。

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

### 三三三 事務局録事

—(六月)—

- 6・2 局内会議  
日宗連税制委員会
- 3 仏教音楽祭
- 9 文化会議運営委員会  
記念対局
- 10 都道府県仏代表者会議  
局内会議
- 11 局内会議
- 12 法律相談室
- 16 同和特別委員会  
信教の自由に関する委員会
- 19 解放同盟宗教部会(大阪)  
基本法実行委員会(大阪)
- 20 宗教法人セミナー(福岡)  
連絡委員会(京都)
- 24 連絡委員会(京都)
- 26 法律相談室
- 27 税務委員会  
文化庁宗務課との懇談会  
局内会議
- 28 宗教法人セミナー  
基本法実行委員会(大阪)
- 30 基本法実行委員会(大阪)

### 哀 悼

勝部 定昭師(元全仏組織局長)  
六月七日、六十八歳で遷化。

△会場  
枳殻邸(京都)  
△参加資格  
全仏加盟団体所属の僧侶  
△参加費

61年10月6日 京都・枳殻邸で

## 第4回 全日本仏教会囲碁大会

△懇親会  
大会終了後、表彰式を兼ねて行う  
△問い合わせ 全仏国際文化部まで

②オール互先  
C(初・二段)、D(二級以下)、  
E(五級以下)

第四回全日本仏教会囲碁大会は、左記の通り開催が決まりました。  
△日時  
昭和六十一年十月六日(月) 午前十時より  
△競技方法  
①次のクラスを選択する  
A(五段以上)、B(三・四段)、  
C(初・二段)、D(二級以下)、  
E(五級以下)  
△賞  
一万円(昼食・懇親会費・記念品代を含む)

生活は、体温。



### ゆとり、ふくらまそうね。中期国債ファンド

笑っていますか、大きな声で。持っていますか、口ずさむ歌。いきいきエブリデー。ぬくもりと、ゆとり。大切な貯蓄も、そんな暮らしのためのものでありたいですね。いかがですか、有利さて便利さて、いま注目の中期国債ファンド。毎月複利でふえつづけ、しかも出し入れが自由。みなさんの資金も、上手に活かすなら、ひとまずは中期国債ファンドへ。夢が、ゆとりが、ふくらみます。弾みます。

預ける貯蓄から、ふやす貯蓄へ。

## 山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1  
☎(03)276-3181(代表)

※中期国債ファンドの設定・運用は、山一投信委託 ※お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。